

令和8年度介護予防把握業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 実施目的

この実施要領は、令和8年度合志市介護予防把握業務を実施するにあたり、民間の専門知識やノウハウなどを活用し、その業務の履行に最も適した事業所を選考するため、公募型プロポーザルにより受託事業者を選考するために実施するものとする。

2. 事業概要

(1) 事業目的・内容

要支援・要介護認定を受けていない高齢者に適切な介入および虚弱状態を早期発見し、
①要支援等の軽度介護認定者とならないように予防すること②フレイル状態等の軽減・悪化を防止することにより、高齢者が自立した生活を維持できるようにすることを目的とする。

(2) 業務名

介護予防把握業務委託

(3) 業務内容詳細 別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

(5) 見積限度額 1,482,000円(税込み)

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく厚生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税、市町村民税に未納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 委託業務について、仕様内容を満たす十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の問い合わせ・指示に柔軟に対応できること。

4. 日程

※この日程は、本要領の公表日における予定であり、都合により変更することがあります。

実施要領の公表	令和8年3月13日（金）
参加申込受付開始	令和8年3月13日（金）
質疑締切	令和8年3月19日（木）
参加申込締切	令和8年3月27日（金）
企画提案書提出締切	令和8年4月10日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年4月17日（金）
審査結果通知、受託候補者決定	令和8年4月20（月）以降

※予定は変更することがあります

5. 事業者の公募

(1) 実施要領の公表等

実施要領、提出様式及び仕様書は、本市ホームページからダウンロードすること。

合志市ホームページ：<https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00325210/index.html>

(2) 参加の申込み

プロポーザルに参加を希望する者は、次により「参加申込書（様式第1号）」を提出すること。

ア 提出方法 高齢者支援課まで持参または郵送（提出期限までに到着するものに限る）による。

※郵送中の事故に伴う損害に関して本市は一切の責任を負わない。

イ 受付期間 令和8年3月13日（金）から令和8年3月27日（金）まで
ただし、持参の場合は、土日、祝日を除く

ウ 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書を提出した後に参加辞退をするときは、企画提案書等の提出期限日の前日までに「辞退届（様式第3号）」を高齢者支援課まで持参または郵送（必着）により提出すること。ただし、持参の場合は、土日、祝日を除く。

6. 質疑書の提出

(1) 提出方法 本実施要領及び仕様書に質疑がある場合は、質疑書（様式第2号）により作成し、高齢者支援課へ電子メールにより行うこと。

(2) 受付期限 令和8年3月19日（木）午後5時00分まで

(3) 回 答 質問に対する回答は、質問者の名称等を匿名として、随時本市ホームページ上で公表する。

7. 提案方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

別添様式は、基本A4版、書式、頁数については特に定めのないもの（A3版による折込頁の挿入は可とする）とする。

イ 会社概要（様式第5号）

ウ 業務実績調書（様式第6号）

エ 本事業に対する貴社の考え方（様式任意）

オ その他の調書（様式任意）

その他の提案内容や業務の特徴など、特に訴えたいことを記載したもの。

カ 見積書（様式任意）

人件費、諸経費の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

キ プレゼンテーション・ヒアリング参加予定者名簿（様式任意）

(2) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

※1部ずつA4版縦型フラットファイルに長辺とじとする。

(3) 提出期限 令和8年4月10日（金）午後5時まで 必着

高齢者支援課まで持参または郵送（書留）にて提出すること。

（郵送の場合は、期限内に必着）

ただし、持参の場合は、土日、祝日を除く。

(4) その他

ア 提案の終了から受託者選定までの間に、資料等の内容変更は認めない。

イ 提出物は返却しない。

ウ 提出物は、合志市情報公開条例に基づく開示請求により、開示する場合がある。

エ 提案の際に使用する資料の作成費、運搬費等の諸費用は、提案者の負担とする。

8. 参加資格確認書類

(1) 提出書類

ア 履歴事項全部証明書

法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（3カ月以内に発行されたもの。写し可）

イ 国税の納税証明書

所轄の税務署で発行する法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（3カ月以内に発行されたもの。写し可）

ウ 印鑑証明書

法務局が発行する法人の印鑑証明書（3カ月以内に発行されたもの。写し可）

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出方法

企画提案書と同時に高齢者支援課まで持参または郵送による

(4) 提出期限

令和8年4月10日(金)午後5時まで 必着

9. 評価方法及び評価基準

選定委員会において、提案者からの企画提案書類及び面接（プレゼンテーション）による審査を行う。

(1) 日時及び場所

ア 日時 令和8年4月17日（金）

イ 場所 合志市役所

※具体的な時間及び会場は後日通知

ウ 出席者 3名以内

(2) 実施内容

企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。

持ち時間は、企画提案の説明を30分以内、審査員からの質疑応答を10分以内、準備撤収を5分以内とし、1社あたり45分以内とする。

また、プロジェクター及びパソコンを使用する場合は提案者で用意すること。

（スクリーン及び予備のプロジェクターは本市で用意する）

(3) 評価基準

業務実績	令和5年度から令和7年度において、同一種及び類似の業務を請け負った実績はあるか	10点満点
業務体制	本業務の遂行にあたり、管理責任者及び業務従事者(保健師・看護師・理学療法士等の専門職)が十分かつ適切に配置されているか	10点満点
	業務従事者は十分な保健指導の経験(実績)・知識・技能等を有しているか。また、業務従事者が知識や技術を得るための人材育成・研修等が適切に行われているか	10点満点
	個人情報保護のための取り組みが適切であるか。	5点満点
企画提案	地域資源や市の介護予防事業、介護サービス等を理解し、マッチングが行われているか	20点満点
	市や事業関連団体、介護支援専門員等と連携した提案になっているか	20点満点

	業務の目的を達成するための取り組み内容が具体的に提案できているか	10点満点
	本市が仕様書に提示している以外のことについて、委託業務達成に有意義な独自の提案がされているか	5点満点
	質問に対する応答が明快でかつ迅速か	5点満点
価格	適正な価格による見積額が算定されているか	5点満点

(4) 審査手順

審査にあたっては、評価基準に基づき採点し、最高得点の提案者を受託候補者に選定する。最高得点の点数の同じものが2社以上あるときは、抽選により決定する。また、参加申込を行った者が1社である場合、または、企画提案書の提出者が1社である場合においても、選定委員会において提出書類の審査を行うものとする。審査の結果、評価点の平均が満点の50%以上に達している場合に限り、当該提案者を優先交渉権者として選定する。

10. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とし、その提案は無効とする。

- (1) 参加申し込み後、契約日までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 本要領で示された提出書類の提出期限、提出方法ならびに提出書類作成に係る留意事項の条件に適合しない場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

11. 審査結果の通知及び公表

(1) 通知および公表の方法

選定委員会の審査結果は、全提案者に通知する。併せて本市ホームページへの掲載により公表する。

(2) 公表の日時

令和8年4月20日（月）以降

12. 契約に関する基本事項

(1) 契約締結

プロポーザルにより決定した受託候補者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、本市と受託候補者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合には、選定において得点の高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行う

こととする。

(2) 支払条件

受託者は毎月実施報告書を提出し、本市の検査後、受託者から請求を受けた日より30日以内に委託料を支払う。

1 3. その他の留意事項

- (1) 決定した受託候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (2) 本要領に示した書類のほか、合志市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (3) 提案した内容は、その実現について承諾したものとみなす。
- (4) 選定結果について、異議申立は受け付けない。
- (5) 業務遂行にあたっては、受託者と本市で緊密に協議すること。
- (6) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価等で必要と判断した場合は、無断・無償で複製を作成することがある。
- (7) 選考されなかったことによる損害等について、市は責任を負わないものとする。

1 4. 提出先及び問い合わせ先

〒861-1195 熊本県合志市竹迫2140番地
合志市健康福祉部 高齢者支援課 包括支援センター班
電子メール kourei@city.koshi.lg.jp
TEL 096-248-1126
FAX 096-247-6300